

平成31年3月

平成30年における風俗営業等の現状と  
風俗関係事犯の取締り状況等について

警察庁生活安全局保安課

# 目次

第1	風俗環境の現状	
1	風俗営業の許可数（営業所数等）の推移	1
	(1) 接待飲食等営業	2
	(2) 遊技場営業	3
2	特定遊興飲食店営業の許可数（営業所数等）の推移	8
3	深夜酒類提供飲食店営業の届出数（営業所数等）の推移	9
4	性風俗関連特殊営業の届出数（営業所数等）の推移	9
	(1) 店舗型性風俗特殊営業	10
	(2) 無店舗型性風俗特殊営業	10
	(3) 映像送信型性風俗特殊営業	11
	(4) 電話異性紹介営業	11
第2	風俗営業者等に対する行政処分の状況	
1	行政処分の概要	12
2	違反態様別の行政処分件数の推移	14
第3	風俗関係事犯の取締り状況	
1	概要	16
2	風営適正化法違反	17
3	売春防止法違反	20
4	わいせつ事犯	22
5	ゲーム機等使用賭博事犯	25
6	公営競技関係法令違反	27
7	暴力団構成員等関与の風俗関係事犯	30

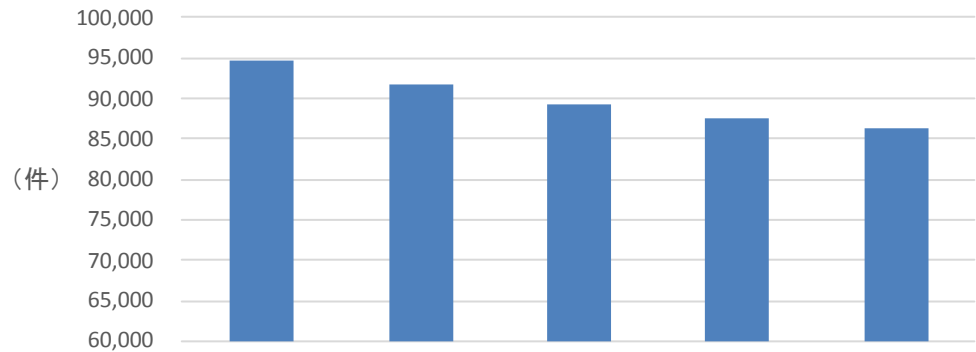
## 第1 風俗環境の現状

### 1 風俗営業の許可数（営業所数等）の推移

過去5年間の風俗営業（接待飲食等営業、遊技場営業）の許可数（営業所数）は、図1のとおり、毎年減少している。

平成30年末の許可数は8万6,360件で、前年より1,413件（1.6%）減少した。

図1 風俗営業の許可数の推移（単位：件）



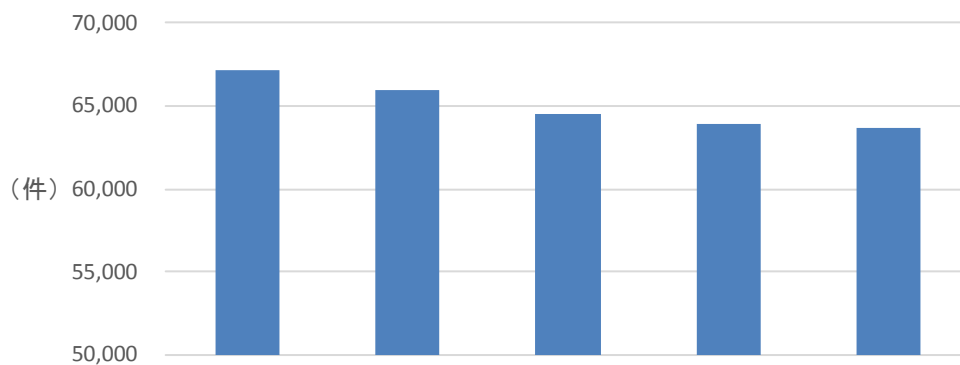
	H26	H27	H28	H29	H30
風俗営業	94,769	91,893	89,409	87,773	86,360
接待飲食等営業	67,233	65,989	64,599	63,956	63,756
遊技場営業	27,536	25,904	24,810	23,817	22,604
ぱちんこ屋等営業	22,097	21,048	20,268	19,436	18,411
ゲームセンター等営業	5,439	4,856	4,542	4,381	4,193

(1) 接待飲食等営業

過去5年間の接待飲食等営業の許可数（営業所数）は、図2のとおり、毎年減少している。

平成30年末の許可数は6万3,756件で、前年より200件（0.3%）減少した。

図2 接待飲食等営業の許可数の推移（単位：件）



	H26	H27	H28	H29	H30
接待飲食等営業	67,233	65,989	64,599	63,956	63,756
1号（キャバレー等）	66,717	65,548	64,528	63,902	63,712
2号（低照度飲食店）	3	2	69	52	42
3号（区画席飲食店）	2	2	2	2	2
旧3号（※平成28年改正）	377	345	—	—	—
旧4号（※平成28年改正）	134	92	—	—	—

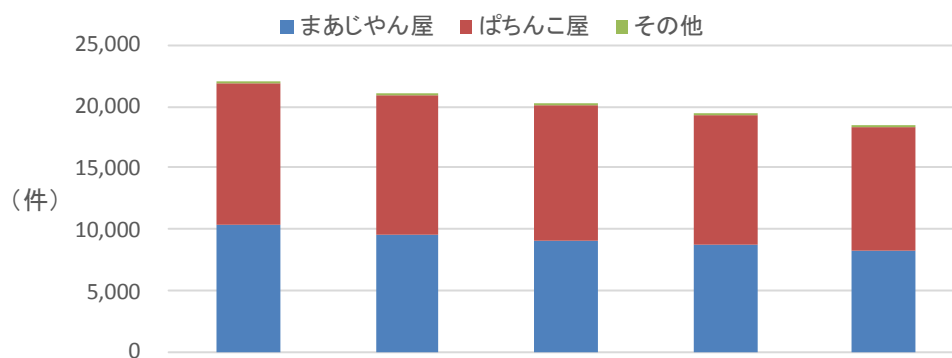
## (2) 遊技場営業

### ア ぱちんこ屋等

過去5年間のぱちんこ屋等（まあじやん屋、ぱちんこ屋、その他）の許可数（営業所数）は、図3のとおり、毎年減少している。

平成30年末の許可数は1万8,411件で、前年より1,025件（5.3%）減少した。

図3 ぱちんこ屋等の許可数の推移（単位：件）



	H26	H27	H28	H29	H30
ぱちんこ屋等	22,097	21,048	20,268	19,436	18,411
まあじやん屋	10,376	9,626	9,176	8,736	8,276
ぱちんこ屋	11,627	11,310	10,986	10,596	10,060
ぱちんこ遊技機設置店（注1）	10,610	10,319	9,991	9,623	9,131
回胴式遊技機等設置店	1,017	991	995	973	929
その他（注2）	94	112	106	104	75

（注1）ぱちんこ遊技機と他の遊技機（回胴式遊技機、スマートボール等）を併設している店舗は、ぱちんこ遊技機設置店に計上した。

（注2）射的、輪投げ等をいう。

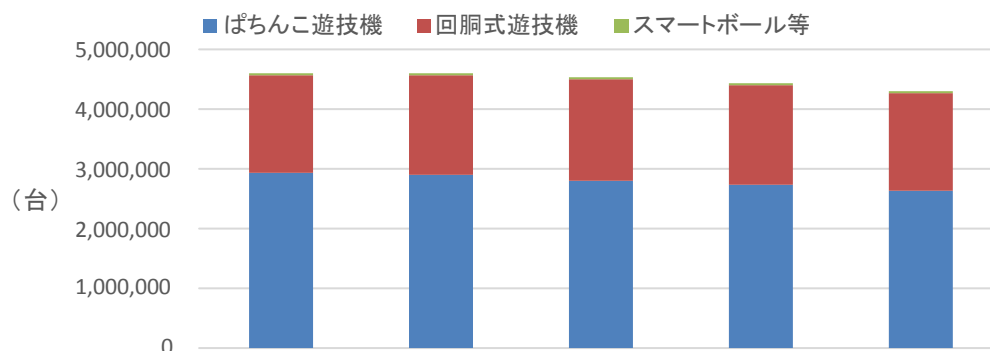
(ア) ぱちんこ遊技機等の備付台数等の推移

過去5年間のぱちんこ遊技機等の備付台数は、図4のとおり、ぱちんこ遊技機の備付台数は減少し、回胴式遊技機の備付台数はほぼ横ばい状態にある。

平成30年末のぱちんこ遊技機等の備付台数は430万2,731台で、前年より13万4,110台（3.0%）減少した。

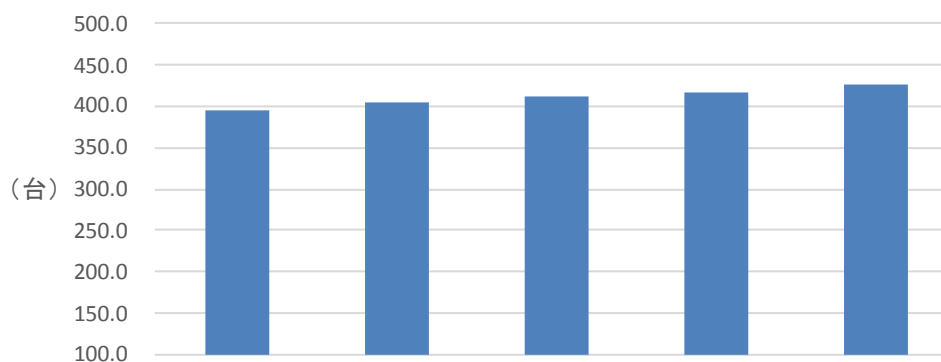
1店舗当たりの備付台数は、図5のとおり、毎年増加している。

図4 ぱちんこ遊技機等の備付台数の推移（単位：台）



	H26	H27	H28	H29	H30
ぱちんこ遊技機等	4,597,819	4,580,197	4,525,253	4,436,841	4,302,731
ぱちんこ遊技機	2,954,285	2,918,391	2,833,133	2,749,532	2,637,309
回胴式遊技機	1,643,290	1,661,562	1,691,876	1,687,084	1,665,243
スマートボール等	244	244	244	225	179

図5 1店舗当たりの備付台数の推移（単位：台）



	H26	H27	H28	H29	H30
1店舗当たりの備付台数	395.4	405.0	411.9	418.7	427.7

(イ) ぱちんこ遊技機等備付台数別の営業所数の推移

過去5年間のぱちんこ遊技機等備付台数別の営業所数は、図6のとおり、備付台数500台以下の営業所が減少傾向にある一方で、備付台数501台以上の営業所が増加傾向にある。

平成30年末のぱちんこ遊技機等備付台数別の営業所の構成比は、図7のとおり、備付台数500台以下が71.1%で前年より1.4ポイント減少、備付台数501台以上が28.9%で前年より1.4ポイント増加した。

図6 ぱちんこ遊技機等備付台数別の営業所数の推移（単位：軒）

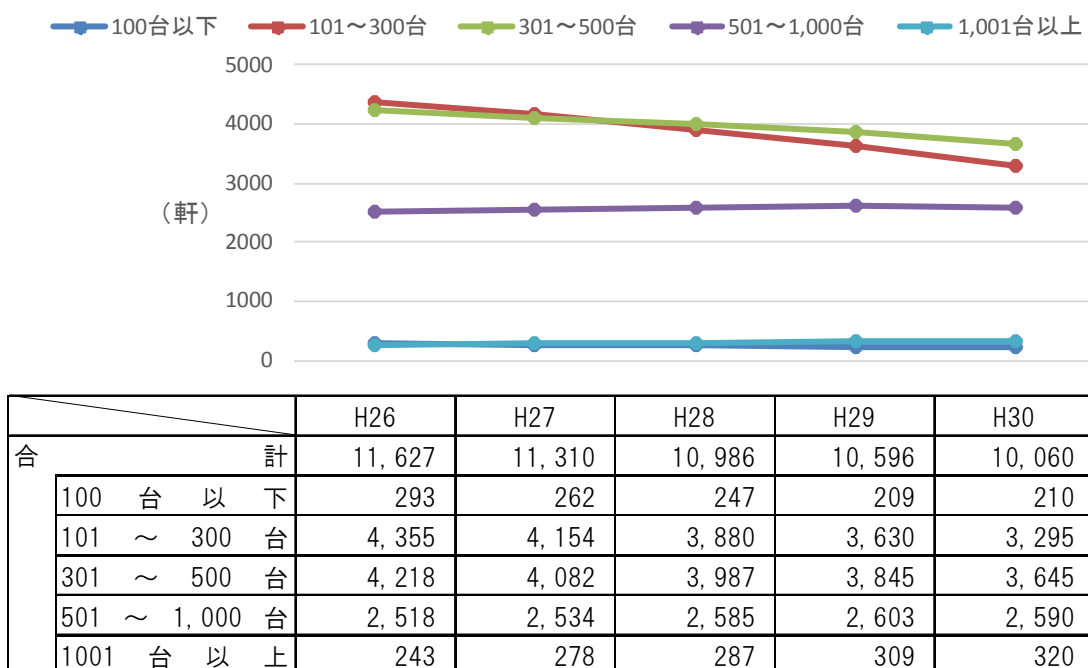
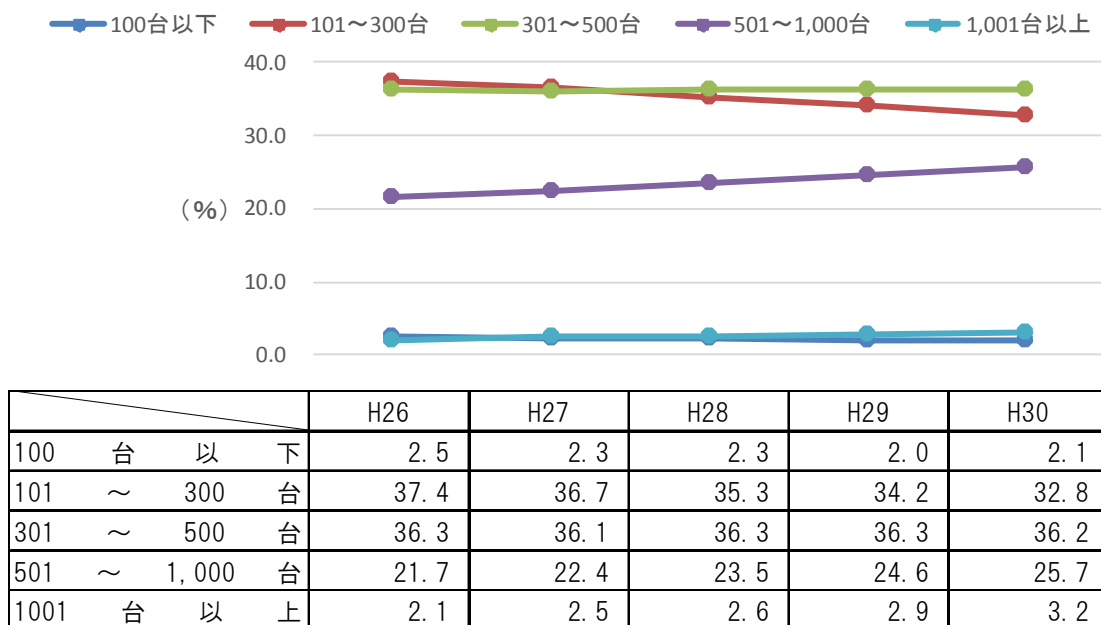


図7 ぱちんこ遊技機等備付台数別の営業所の構成比の推移（単位：%）

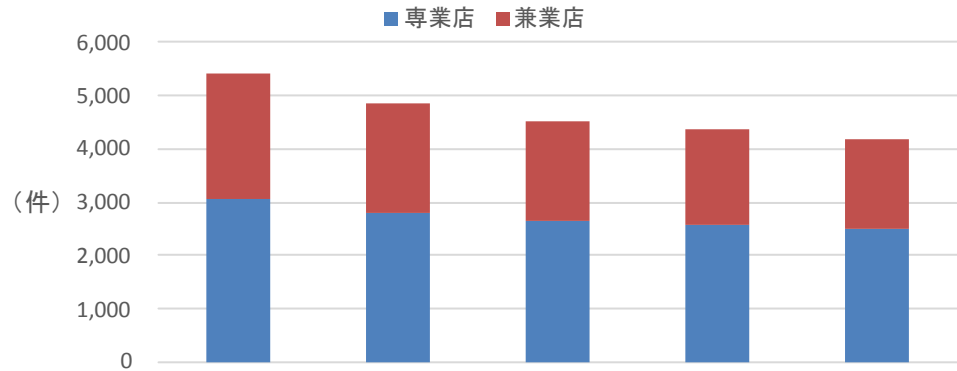


イ ゲームセンター等

過去5年間のゲームセンター等の許可数（営業所数）は、図8のとおり、毎年減少している。

平成30年末の許可数は4,193件で、前年より188件（4.3%）減少した。

図8 ゲームセンター等の許可数の推移（単位：件）



	H26	H27	H28	H29	H30
ゲームセンター等	5,439	4,856	4,542	4,381	4,193
専業店	3,094	2,830	2,675	2,602	2,515
兼業店	2,345	2,026	1,867	1,779	1,678

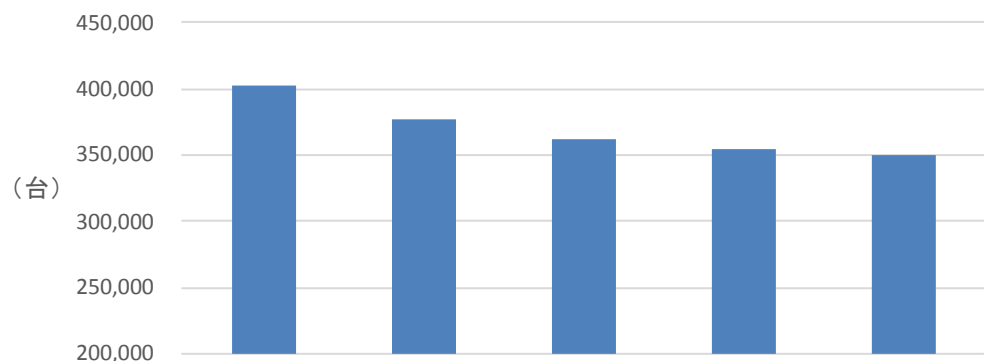
(ア) 遊技設備の設置台数等の推移

過去5年間の遊技設備の設置台数は、図9のとおり、毎年減少している。

平成30年末の遊技設備の設置台数は34万9,835台で、前年より4,628台（1.3%）減少している。

1店舗当たりの設置台数は、図10のとおり、毎年増加している。

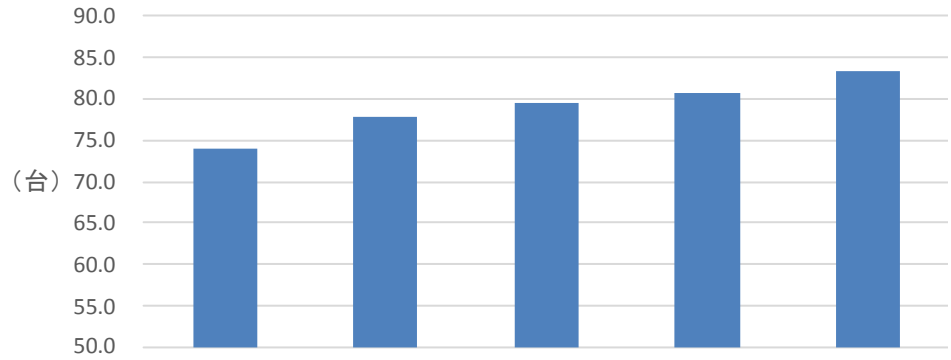
図9 遊技設備の設置台数の推移（単位：台）



	H26	H27	H28	H29	H30
遊技設備	403,553	377,825	362,099	354,463	349,835



図10 1店舗当たりの設置台数の推移（単位：台）



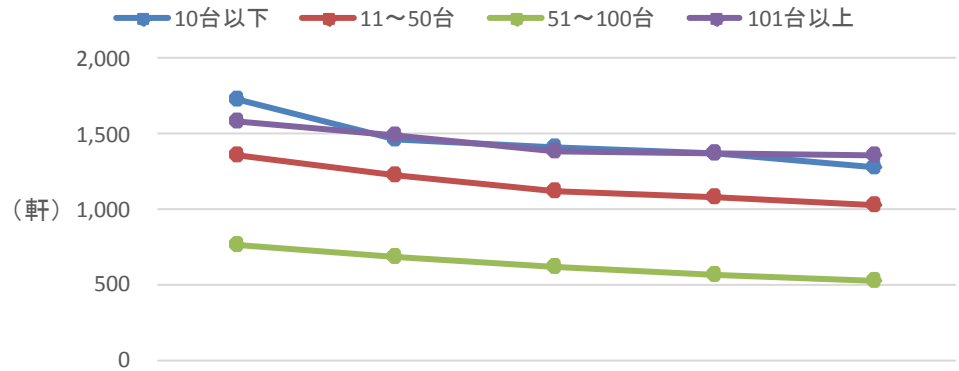
	H26	H27	H28	H29	H30
1店舗当たりの設置台数	74.2	77.8	79.7	80.9	83.4

(イ) 遊技設備設置台数別の営業所数の推移

過去5年間のゲームセンター等遊技設備設置台数別の営業所数は、図11のとおり、いずれも毎年減少している。

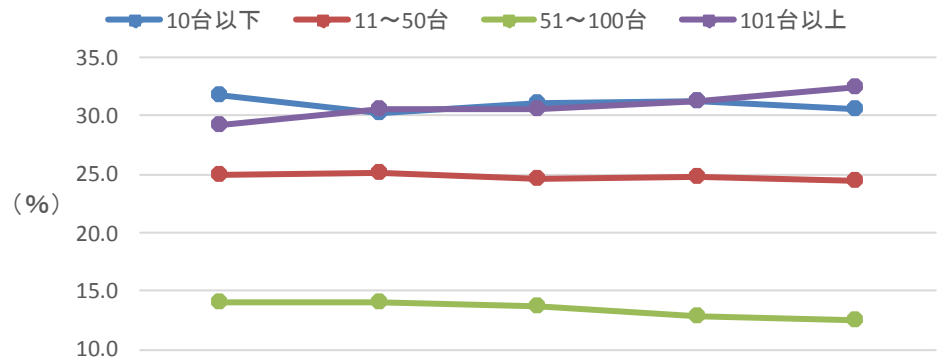
平成30年末の遊技設備設置台数別の営業所の構成比は、図12のとおり、100台以下が67.6%で前年より1.1ポイント減少、101台以上が32.4%で前年より1.1ポイント増加した。

図11 遊技設備設置台数別の営業所数の推移（単位：軒）



	H26	H27	H28	H29	H30
合計	5,439	4,856	4,542	4,381	4,193
10台以下	1,730	1,467	1,413	1,369	1,281
11~50台	1,359	1,220	1,116	1,083	1,026
51~100台	763	686	624	559	529
101台以上	1,587	1,483	1,389	1,370	1,357

図12 遊技設備設置台数別の営業所の構成比の推移（単位：％）



	H26	H27	H28	H29	H30
10 台 以 下	31.8	30.2	31.1	31.2	30.5
11 ～ 50 台	25.0	25.1	24.6	24.7	24.5
51 ～ 100 台	14.0	14.1	13.7	12.8	12.6
101 台 以 上	29.2	30.6	30.6	31.3	32.4

## 2 特定遊興飲食店営業の許可数（営業所数等）の推移

特定遊興飲食店営業の許可数（営業所数）は、下表のとおりである。  
平成30年末の許可数は379件で、前年より74件（24.3%）増加した。

表 特定遊興飲食店営業の許可数（単位：件）

	H28	H29	H30
特 定 遊 興 飲 食 店 営 業	208	305	379
ナ イ ト ク ラ ブ	159	234	300
そ の 他 （ シ ョ ー パ ブ 、 ラ イ ブ ハ ウ ス 等 ）	49	71	79

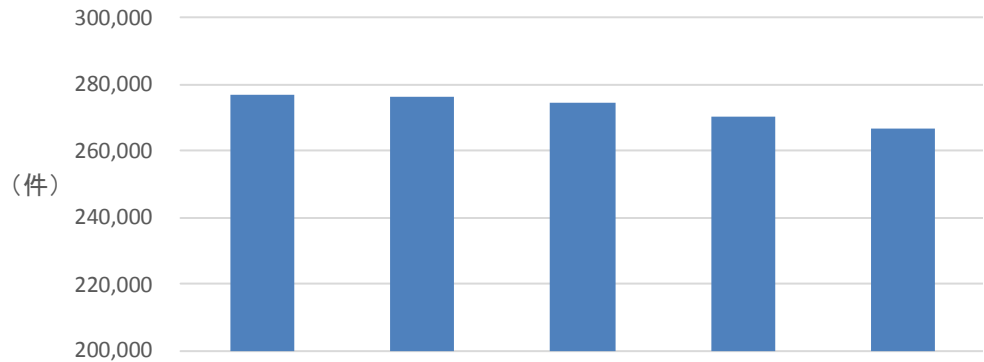
（注）上位5都道府県は、東京都、大阪府、福岡県、愛知県、北海道である。

### 3 深夜酒類提供飲食店営業の届出数（営業所数等）の推移

過去5年間の深夜酒類提供飲食店営業の届出数(営業所数)は、図13のとおり、毎年減少している。

平成30年末の届出数は26万6,888件で、前年より3,905件（1.4%）減少した。

図13 深夜酒類提供飲食店営業の届出数の推移（単位：件）



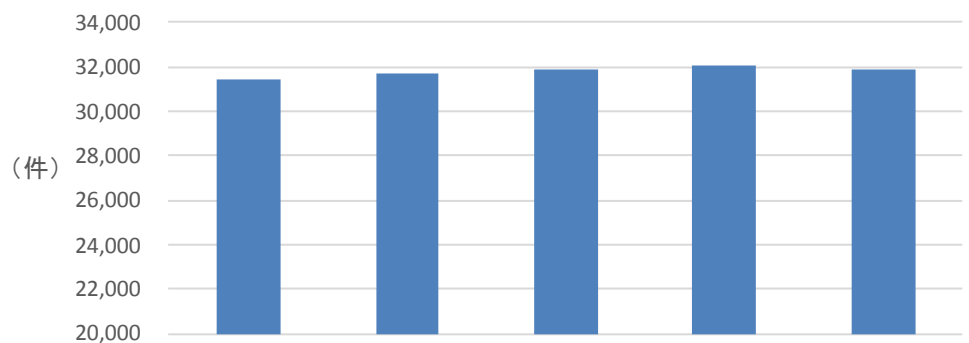
	H26	H27	H28	H29	H30
深夜酒類提供飲食店営業	277,338	276,595	274,922	270,793	266,888

### 4 性風俗関連特殊営業の届出数（営業所数等）の推移

過去5年間の性風俗関連特殊営業（店舗型性風俗特殊営業・無店舗型性風俗特殊営業・映像送信型性風俗特殊営業・電話異性紹介営業）の届出数（営業所数）は、図14のとおり、横ばい状態にある。

平成30年末の性風俗関連特殊営業の届出数は3万1,925件で、前年より159件（0.5%）減少した。

図14 性風俗関連特殊営業の届出数の推移（単位：件）



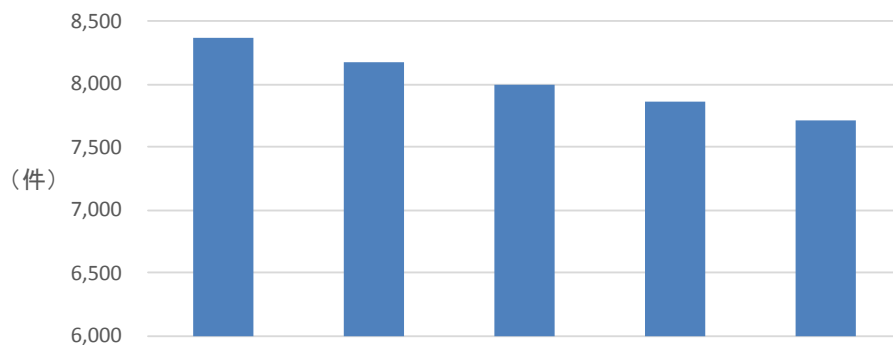
	H26	H27	H28	H29	H30
性風俗関連特殊営業	31,514	31,749	31,892	32,084	31,925
店舗型性風俗特殊営業	8,373	8,186	8,000	7,862	7,718
無店舗型性風俗特殊営業	20,491	20,843	21,123	21,398	21,421
映像送信型性風俗特殊営業	2,380	2,473	2,536	2,612	2,584
電話異性紹介営業	270	247	233	212	202

(1) 店舗型性風俗特殊営業

過去5年間の店舗型性風俗特殊営業の届出数（営業所数）は、図15のとおり、毎年減少している。

平成30年末の届出数は7,718件で、前年より144件（1.8%）減少した。

図15 店舗型性風俗特殊営業の届出数の推移（単位：件）



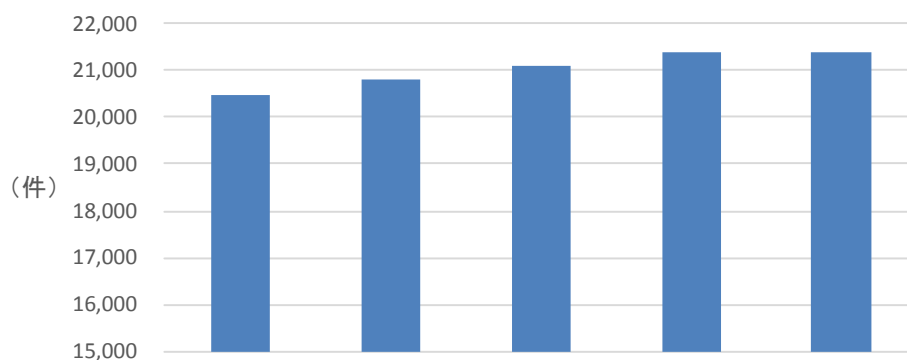
	H26	H27	H28	H29	H30
店舗型性風俗特殊営業	8,373	8,186	8,000	7,862	7,718
1号（ソープランド等）	1,224	1,219	1,215	1,217	1,222
2号（店舗型ファッションヘルス等）	810	810	785	780	770
3号（ストリップ劇場等）	98	94	93	100	100
4号（モーテル・ラブホテル等）	5,940	5,805	5,670	5,537	5,417
5号（アダルトショップ等）	206	169	159	150	136
6号（出会い系喫茶等）	95	89	78	78	73

(2) 無店舗型性風俗特殊営業

過去5年間の無店舗型性風俗特殊営業の届出数（営業所数）は、図16のとおり、毎年増加している。

平成30年末の届出数は2万1,421件で、前年より23件（0.1%）増加した。

図16 無店舗型性風俗特殊営業の届出数の推移（単位：件）



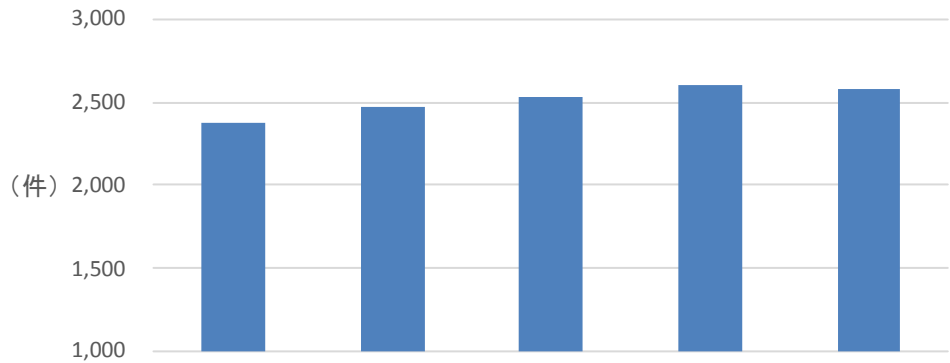
	H26	H27	H28	H29	H30
無店舗型性風俗特殊営業	20,491	20,843	21,123	21,398	21,421
1号（派遣型ファッションヘルス等）	19,297	19,591	19,856	20,116	20,152
2号（アダルトビデオ等通信販売）	1,194	1,252	1,267	1,282	1,269

(3) 映像送信型性風俗特殊営業

過去5年間の映像送信型性風俗特殊営業の届出数（営業所数）は、図17のとおり、平成29年までは増加していたが平成30年は減少した。

平成30年末の届出数は2,584件で、前年より28件（1.1%）減少した。

図17 映像送信型性風俗特殊営業の届出数の推移（単位：件）



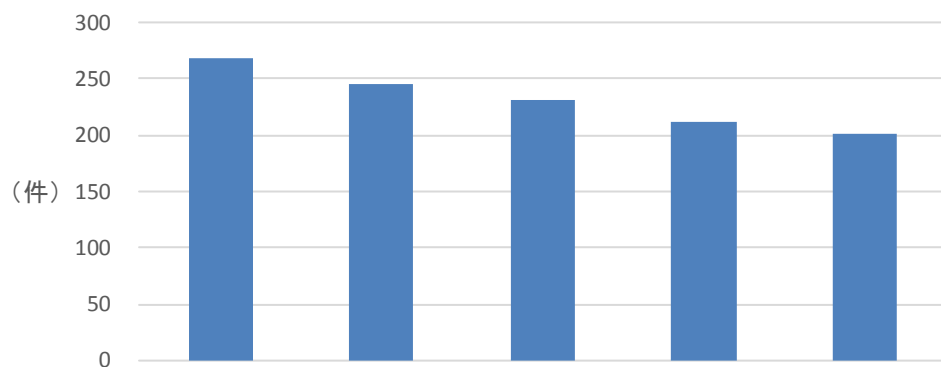
	H26	H27	H28	H29	H30
映像送信型性風俗特殊営業	2,380	2,473	2,536	2,612	2,584

(4) 電話異性紹介営業

過去5年間の電話異性紹介営業（店舗型電話異性紹介営業・無店舗型電話異性紹介営業）の届出数（営業所数）は、図18のとおり、毎年減少している。

平成30年末の届出数は202件で、前年より10件（4.7%）減少した。

図18 電話異性紹介営業の届出数の推移（単位：件）



	H26	H27	H28	H29	H30
電話異性紹介営業	270	247	233	212	202
店舗型電話異性紹介営業	107	94	81	60	57
無店舗型電話異性紹介営業	163	153	152	152	145

## 第2 風俗営業等に対する行政処分の状況

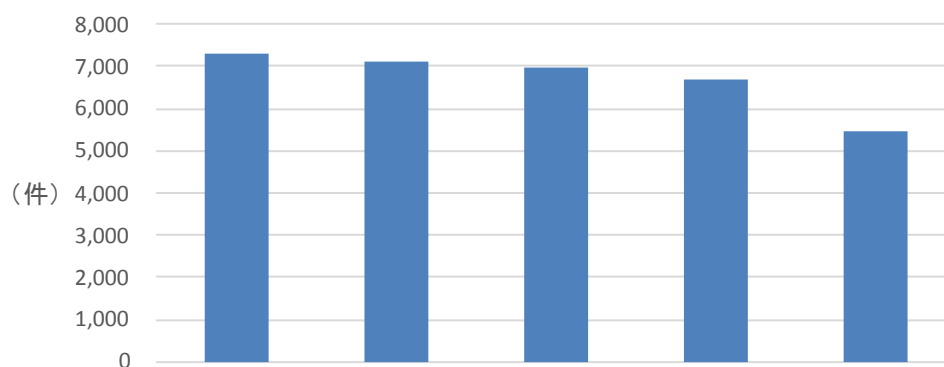
### 1 行政処分の概要

過去5年間の風俗営業等に対する行政処分（取消し・廃止命令等、停止命令等、指示）件数は、図19のとおり、毎年減少している。

平成30年中の行政処分件数は5,506件で、前年より1,207件（18.0%）減少した。

営業種別ごとの行政処分件数の推移は、図20、21のとおりである。

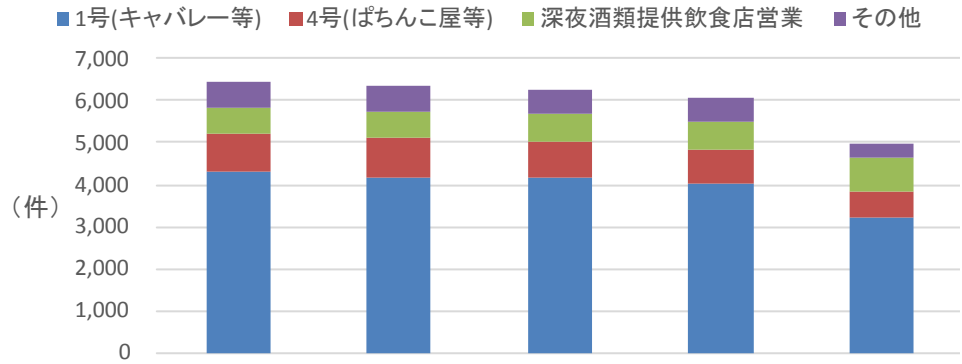
図19 風俗営業等に対する行政処分件数の推移（単位：件）



	H26	H27	H28	H29	H30
総数	7,306	7,147	6,992	6,713	5,506
取消し・廃止命令等	127	149	161	134	85
停止命令等	557	433	420	444	374
指示	6,622	6,565	6,411	6,135	5,047

(注) 取消し・廃止命令等には、返納も含む。

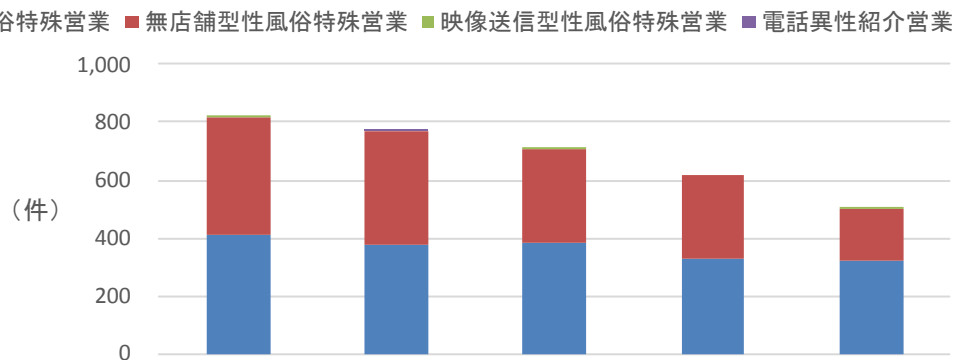
図20 営業種別（風俗営業等）ごとの行政処分件数の推移（単位：件）



	H26	H27	H28	H29	H30
風 俗 営 業 等	6,487	6,377	6,283	6,094	5,003
接待飲食等営業	4,346	4,213	4,191	4,066	3,230
1号(キャバレー等)	4,322	4,202	4,178	4,058	3,229
2号(低照度飲食店)	0	0	1	8	1
3号(区画席飲食店)	0	0	0	0	0
旧3号(ナイトクラブ等)	21	11	12	—	—
旧4号(ダンスホール等)	3	0	0	—	—
遊技場営業	1,022	1,078	974	901	754
4号(ぱちんこ屋等)	901	937	871	781	644
5号(ゲームセンター等)	121	141	103	120	110
特定遊興飲食店営業	—	—	0	9	18
飲食店営業	1,119	1,082	1,118	1,117	1,000
深夜酒類提供飲食店営業	639	623	672	690	792
その他	0	4	0	1	1

(注) 平成26年から平成27年中における1号営業は、旧1号営業・旧2号営業の合計である。

図21 営業種別（性風俗関連特殊営業）ごとの行政処分件数の推移（単位：件）



	H26	H27	H28	H29	H30
性風俗関連特殊営業	819	770	709	619	503
店舗型性風俗特殊営業	416	382	385	330	323
無店舗型性風俗特殊営業	402	387	323	289	178
映像送信型性風俗特殊営業	1	0	1	0	2
電話異性紹介営業	0	1	0	0	0

## 2 違反態様別の行政処分件数の推移

過去5年間の違反態様別の行政処分件数の推移は、下表のとおりである。

表 違反態様別の行政処分件数の推移（単位：件）

	H26	H27	H28	H29	H30
合 計	7,306	7,147	6,992	6,713	5,506
従業者名簿備付義務	2,266	1,893	1,824	1,662	1,351
従業者の確認義務等	666	696	751	811	538
構造設備の維持義務	731	793	820	807	600
営業時間の制限	895	832	805	782	782
変更届出義務	598	765	583	571	569
許可証・認定証の掲示義務違反	395	400	332	338	331
無許可営業	258	278	314	292	245
条例の遵守事項	217	217	266	274	220
年少者の立入り禁止表示	170	215	209	179	128
客 引 き	241	159	147	148	122
構造設備の無承認変更	166	166	133	115	87
開始届出義務	95	128	90	109	92
広告・宣伝の規制	74	123	115	100	69
料金表示の義務	65	89	91	84	55
照 度 規 制	74	40	62	75	55
管理者講習受講義務違反	41	35	74	52	41
届出確認書の備付け・提示義務	37	38	29	35	19
20歳未満の客に酒類等の提供	22	26	39	31	19
年 少 者 使 用	58	32	33	29	22
禁 止 区 域 等 営 業	25	22	39	21	20
指 示 処 分 違 反	13	13	20	18	16
賞 品 の 提 供	9	17	9	9	9
遊技料金等の規制	13	2	10	8	2
そ の 他	137	124	160	124	94
そ の 他 の 法 令	40	44	37	39	20



## 【主要処分事例】

### 1 社交飲食店の営業法人に対する営業停止命令事案

社交飲食店（接待飲食等営業1号のうち、キャバレー、カフェー、クラブ等の営業店）の店長は、平成30年1月、警察職員が立入りを実施しようとした際、出入口扉を施錠したまま速やかに解錠せず、立入りを妨害した。

その場で店長を風営適正化法違反（立入妨害違反）により検挙するとともに、営業法人に対し、同違反等により60日の営業停止命令を行った。

### 2 社交飲食店の営業者に対する取消し事案

社交飲食店の営業者は、女性従業員をして客に卑わいな行為をさせていたことによる条例の遵守事項違反により、66日の営業停止命令処分を受けたにもかかわらず、当該営業停止期間中に営業を営み、公安委員会の処分に違反した。

平成30年8月、営業者等を風営適正化法違反（営業停止命令違反）により検挙するとともに、風俗営業許可の取消しを行った。

### 3 ぱちんこ店の営業者に対する指示処分事案

ぱちんこ店の営業者は、営業所外に、大当たり確率の設定変更が可能な遊技機について設定状況等をうかがわせる内容の看板を設置した。

平成30年7月、営業者に対し、広告・宣伝規制違反により指示処分を行った。

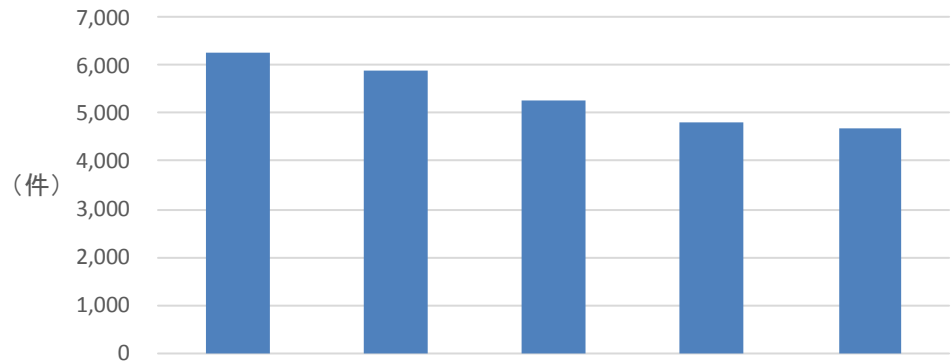
### 第3 風俗関係事犯の取締り状況

#### 1 概要

過去5年間の風俗関係事犯（風営適正化法違反・売春防止法違反・わいせつ事犯・ゲーム機等使用賭博事犯・公営競技関係法令違反）の検挙件数及び検挙人員は、図22、23のとおり、毎年減少している。

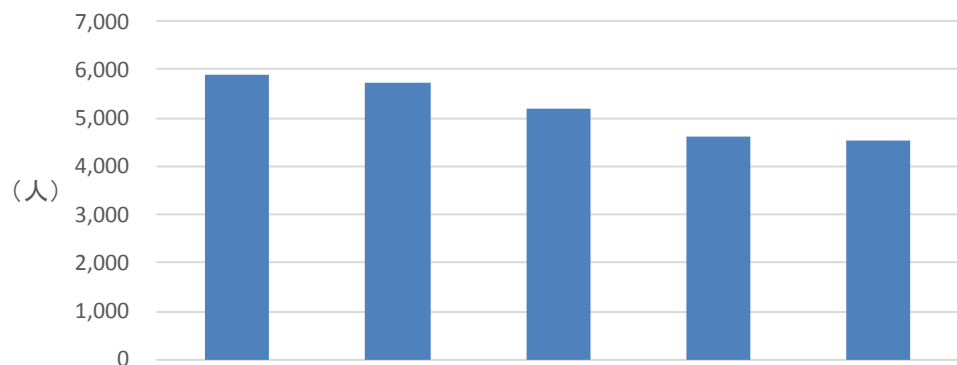
平成30年中は4,723件、4,544人で、前年より101件（2.1%）、94人（2.0%）減少した。

図22 風俗関係事犯の検挙件数の推移（単位：件）



	H26	H27	H28	H29	H30
風俗関係事犯	6,281	5,911	5,297	4,824	4,723
風営適正化法違反	2,477	2,211	1,883	1,752	1,610
売春防止法違反	817	812	570	460	427
わいせつ事犯	2,903	2,771	2,743	2,557	2,638
ゲーム機等使用賭博事犯	64	100	78	49	42
公営競技関係法令違反	20	17	23	6	6

図23 風俗関係事犯の検挙人員の推移（単位：人）



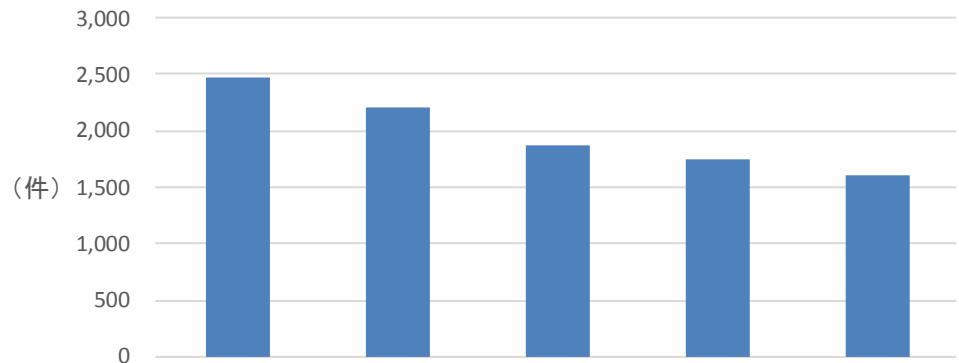
	H26	H27	H28	H29	H30
風俗関係事犯	5,928	5,756	5,228	4,638	4,544
風営適正化法違反	2,640	2,466	2,022	1,849	1,747
売春防止法違反	535	538	443	388	390
わいせつ事犯	2,341	2,248	2,293	2,003	2,118
ゲーム機等使用賭博事犯	348	472	442	387	279
公営競技関係法令違反	64	32	28	11	10

## 2 風営適正化法違反

過去5年間の風営適正化法違反の検挙件数及び検挙人員は、図24、25のとおり、いずれも毎年減少している。

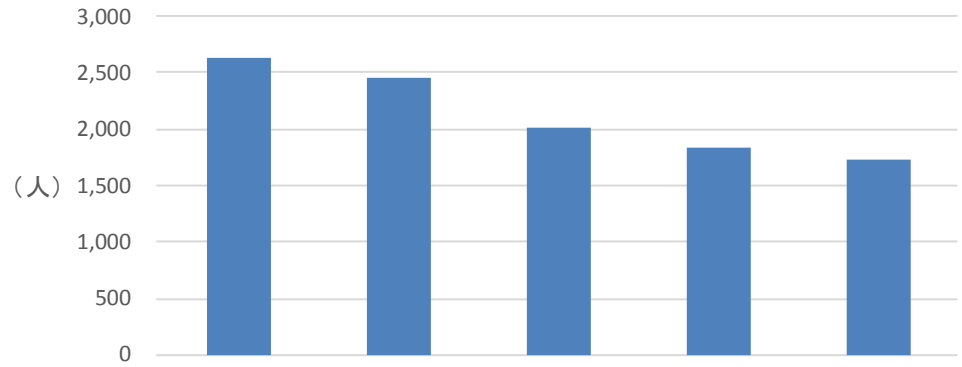
平成30年中は1,610件・1,747人で、前年より142件（8.1%）・102人（5.5%）減少した。

図24 風営適正化法違反の検挙件数の推移（単位：件）



	H26	H27	H28	H29	H30
風 営 適 正 化 法 違 反	2,477	2,211	1,883	1,752	1,610
無 許 可 営 業	367	385	288	269	252
客 引 き ・ つ き ま と い 等	436	377	328	268	267
禁 止 区 域 等 営 業	347	287	286	266	259
従 業 者 名 簿 の 備 付 義 務	263	240	196	189	181
年 少 者 使 用	212	227	205	178	138
接 客 従 業 者 の 国 籍 等 の 確 認	187	139	131	132	122
20 歳 未 満 の 者 へ の 酒 類 等 提 供	101	104	83	90	85
広 告 宣 伝	61	46	67	50	52
無 届 営 業 ・ 届 出 書 の 虚 偽 記 載 等	62	55	38	50	26
構 造 設 備 ・ 遊 技 機 の 無 承 認 変 更	39	40	49	49	41
名 義 貸 し	63	62	35	25	28
そ の 他	339	249	177	186	159

図25 風営適正化法違反の検挙人員の推移（単位：人）



	H26	H27	H28	H29	H30
風 営 適 正 化 法 違 反	2,640	2,466	2,022	1,849	1,747
無 許 可 営 業	456	502	406	368	387
客 引 き ・ つ き ま と い 等	610	531	467	370	358
禁 止 区 域 等 営 業	582	604	493	474	490
従 業 者 名 簿 の 備 付 義 務	102	77	50	56	47
年 少 者 使 用	281	236	236	203	141
接 客 従 業 者 の 国 籍 等 の 確 認	10	3	4	4	10
20 歳 未 満 の 者 へ の 酒 類 等 提 供	197	171	148	162	143
広 告 宣 伝	9	13	10	4	0
無 届 営 業 ・ 届 出 書 の 虚 偽 記 載 等	39	35	18	34	26
構 造 設 備 ・ 遊 技 機 の 無 承 認 変 更	31	34	53	52	41
名 義 貸 し	50	57	31	24	26
そ の 他	273	203	106	98	78

## 【主要検挙事例】

### 1 ぱちんこ店における遊技機の無承認変更事件

ぱちんこ店の経営者らは、経営する3つの営業所に設置されたぱちんこ遊技機の払出ユニット等について、あらかじめ公安委員会の承認を受けずに、遊技機の性能に影響を及ぼすおそれのある変更をした。

平成30年8月、経営者らを風営適正化法違反（遊技機の無承認変更）により検挙した。

【愛知県警察】

### 2 社交飲食店における禁止地域営業等事件

社交飲食店の経営者らは、条例で禁止されている地域内において、女性従業員をして不特定の客に性的サービスをさせた。

平成30年2月までに、経営者らを風営適正化法違反（禁止地域営業）等により検挙した。

【岡山県警察】

### 3 飲食店における無許可営業等事件

飲食店の経営者らは、公安委員会の許可を受けずに18歳未満の少女2人にホステスとして客の接待をさせた。

平成30年8月、経営者らを風営適正化法違反（無許可営業・年少者使用）等により検挙した。

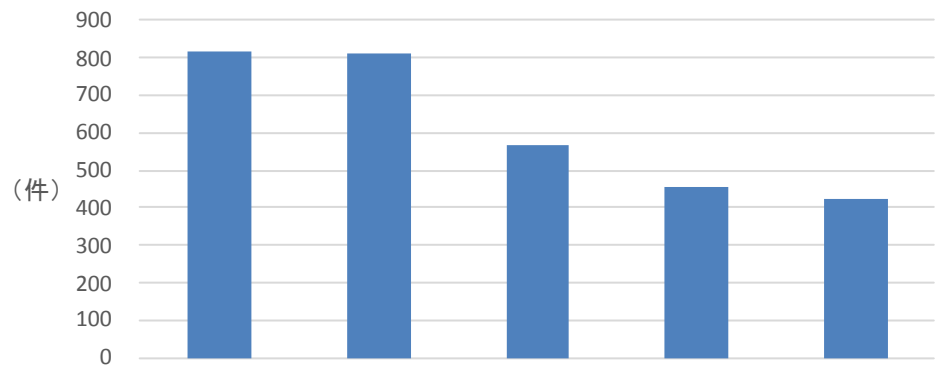
【滋賀県警察】

### 3 売春防止法違反

過去5年間の売春防止法違反の検挙件数及び検挙人員は、図26、27のとおり、いずれも毎年減少傾向にある。

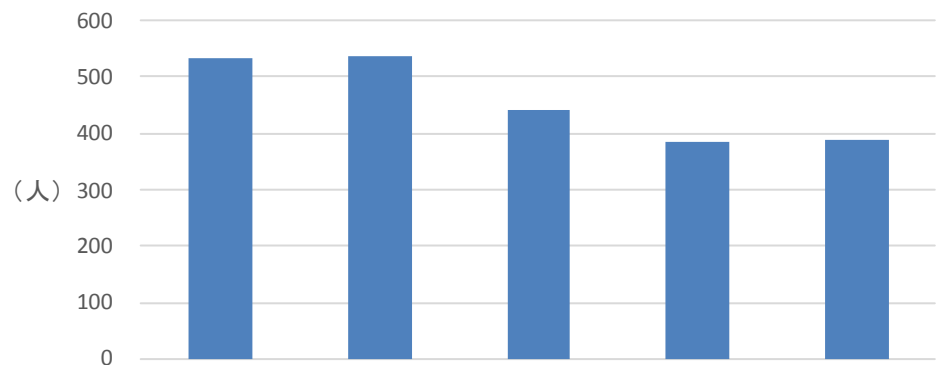
平成30年中は427件、390人で、前年より検挙件数は33件（7.2%）減少し、検挙人員は2人（0.5%）増加した。

図26 売春防止法違反の検挙件数の推移（単位：件）



	H26	H27	H28	H29	H30
売春防止法違反	817	812	570	460	427
勧誘等	256	262	208	220	206
周旋等	344	312	160	117	101
売春をさせる契約	134	157	133	75	65
場所提供等	70	66	60	40	49
売春をさせる業	6	6	3	5	2
その他	7	9	6	3	4

図27 売春防止法違反の検挙人員の推移（単位：人）



	H26	H27	H28	H29	H30
売春防止法違反	535	538	443	388	390
勧誘等	248	236	205	215	202
周旋等	166	174	122	117	105
売春をさせる契約	17	13	11	3	8
場所提供等	77	99	90	43	61
売春をさせる業	21	6	8	7	9
その他	6	10	7	3	5

## 【主要検挙事例】

### 1 不法就労の外国人従業員が稼働する飲食店における売春の契約等事件

飲食店の経営者らは、在留期間を過ぎて国内に不法滞在しているタイ人ら2名の外国人女性を従業員として不法就労活動させた上、不特定多数の遊客を相手に対償を受けて性交させ、もって人に売春させることを内容とする契約をするなどした。

平成30年3月までに、経営者らを売春防止法違反（契約・周旋）、風営適正化法違反（無許可営業）、入管法違反（不法就労助長）等により検挙した。

【茨城県警察】

### 2 ソープランドにおける売春の場所提供業等事件

ソープランド店経営者らは、女性従業員が売春をするに際し、その情を知りながら、遊客から料金を徴収して営業所内の個室を使用させ、もって売春を行う場所を提供することを業とした。

平成30年8月までに、経営者らを売春防止法違反（場所提供業）により検挙するとともに、経営者らが売春させていることを知りながら、同店の従業員として就業させる目的で女性を売春婦としてあっせんしたとして、タイ人女性を職業安定法違反（有害業務への紹介）等により検挙した。

【兵庫県警察】

### 3 賃貸マンションを使用した売春の場所提供業事件

賃貸マンションの複数の部屋を管理する者は、同賃貸マンションの一室において、知人女性が不特定の遊客を相手方として売春をするに際し、その情を知りながら、知人女性に同部屋を使用させ、もって売春を行う場所を提供することを業とした。

平成30年8月、同人を売春防止法違反（場所提供業）により検挙した。

【和歌山県警察】

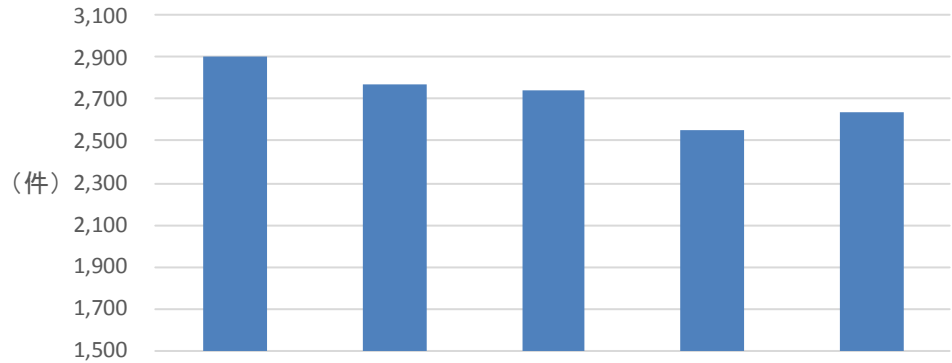
#### 4 わいせつ事犯

過去5年間のわいせつ事犯（公然わいせつ・わいせつ物頒布等）の検挙件数及び検挙人員は、図28、29のとおり、いずれも増減を繰り返して推移している。

平成30年中は2,638件、2,118人で、前年より81件（3.2%）、115人（5.7%）増加した。

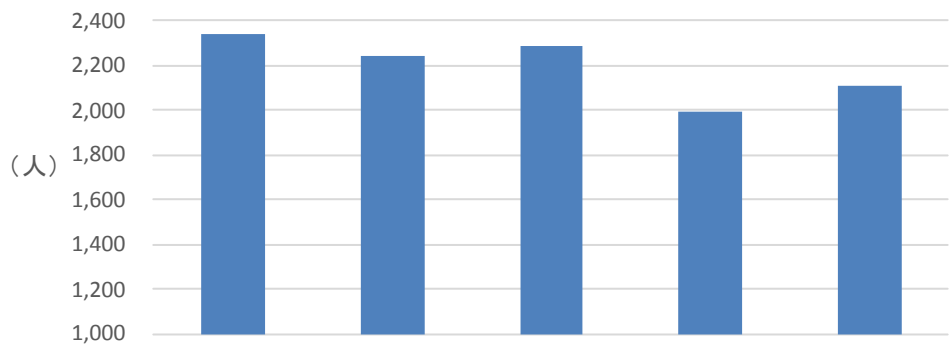
また、過去5年間のインターネットを利用したわいせつ事犯の検挙件数は、図30のとおり、781件から850件の間で推移している。

図28 わいせつ事犯の検挙件数の推移（単位：件）



	H26	H27	H28	H29	H30
わいせつ事犯	2,903	2,771	2,743	2,557	2,638
公然わいせつ（刑法第174条）	1,870	1,773	1,825	1,723	1,747
わいせつ物頒布等（刑法第175条）	1,033	998	918	834	891

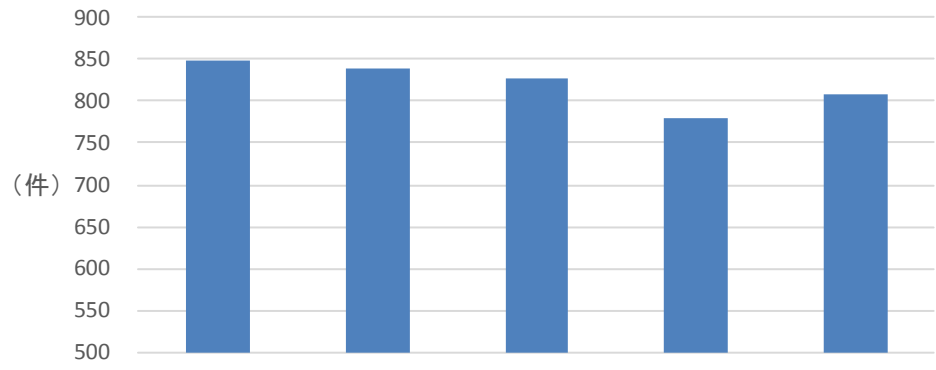
図29 わいせつ事犯の検挙人員の推移（単位：人）



	H26	H27	H28	H29	H30
わいせつ事犯	2,341	2,248	2,293	2,003	2,118
公然わいせつ（刑法第174条）	1,554	1,491	1,589	1,440	1,504
わいせつ物頒布等（刑法第175条）	787	757	704	563	614



図30 インターネット利用わいせつ事犯の検挙件数の推移（単位：件）



	H26	H27	H28	H29	H30
インターネット利用わいせつ事犯	850	840	827	781	809

## 【主要検挙事例】

<b>1</b>	<b>ライブ配信サイトを利用した公然わいせつ事件</b>
----------	------------------------------

被疑者らは、マンションの一室において、女性がわいせつな行為をする映像をインターネット上のライブ配信サイトを利用して即時配信し、不特定の者に視聴させた。

平成30年1月、被疑者を公然わいせつ罪により検挙した。

【警視庁】

<b>2</b>	<b>インターネットを利用したわいせつDVD頒布等事件</b>
----------	---------------------------------

被疑者らは、インターネットの販売サイトを利用して、全国からの受注に応じわいせつDVDを販売したほか、大阪市内の倉庫において、わいせつDVDを有償頒布の目的で所持した。

平成30年9月、被疑者らをわいせつ電磁的記録記録媒体頒布罪等により検挙するとともに、倉庫に保管していたわいせつDVD等約10万枚を押収した。

【石川県警察】

<b>3</b>	<b>ウェブサイト上におけるわいせつ画像陳列事件</b>
----------	------------------------------

被疑者は、インターネットのウェブサイト上にわいせつな画像データを記録・保存し、インターネットを利用する不特定多数の者が閲覧できる状態にした。

平成30年10月、被疑者をわいせつ電磁的記録記録媒体陳列罪により検挙した。

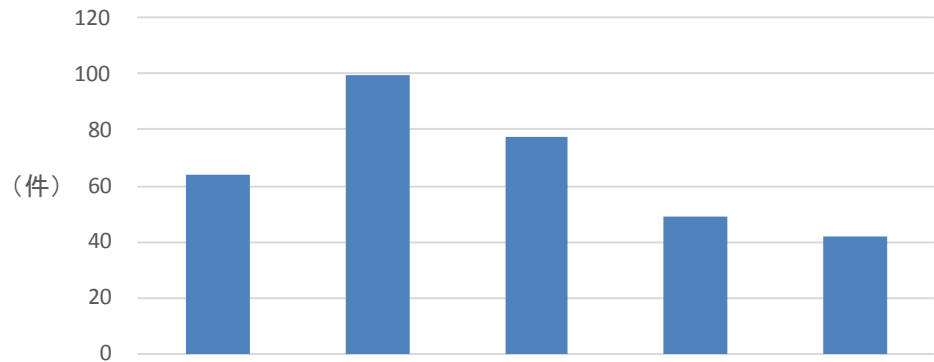
【埼玉県警察】

## 5 ゲーム機等使用賭博事犯

過去5年間のゲーム機等使用賭博事犯の検挙件数及び検挙人員は、図31、32のとおり、平成28年以降いずれも3年連続で減少している。

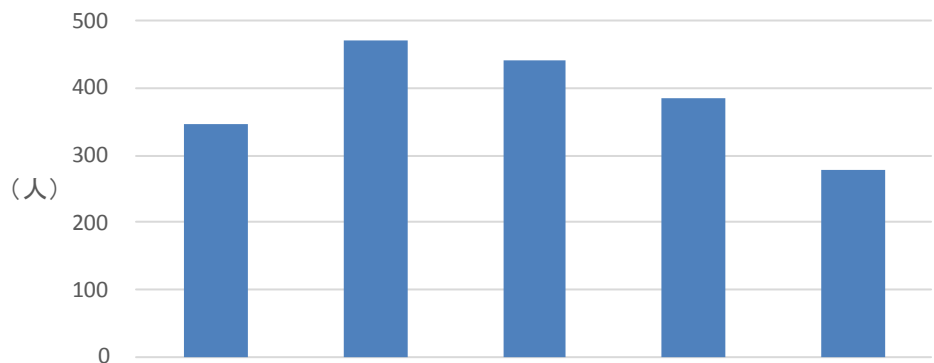
平成30年中は42件、279人で、前年より7件（14.3%）、108人（27.9%）減少した。

図31 ゲーム機等使用賭博事犯の検挙件数の推移（単位：件）



	H26	H27	H28	H29	H30
ゲーム機等使用賭博事犯	64	100	78	49	42
単純賭博	19	25	24	6	5
常習賭博	33	61	41	35	29
賭博場開張等凶利	12	14	13	8	8
組織的常習賭博	0	0	0	0	0
組織的賭博場開張等凶利	0	0	0	0	0

図32 ゲーム機等使用賭博事犯の検挙人員の推移（単位：人）



	H26	H27	H28	H29	H30
ゲーム機等使用賭博事犯	348	472	442	387	279
単純賭博	135	200	182	154	89
常習賭博	125	188	161	175	125
賭博場開張等凶利	88	84	92	58	65
組織的常習賭博	0	0	7	0	0
組織的賭博場開張等凶利	0	0	0	0	0

【主要検挙事例】

1	<b>カジノ賭博店における賭博場開張図利等事件</b>
---	-----------------------------

カジノ賭博店の経営者らは、店内にバカラ台を設置して、賭客を相手に賭博をした。  
平成30年5月までに、経営者らを賭博開帳図利罪、賭客を単純賭博罪により検挙した。

【警視庁】

2	<b>パチスロ賭博店における常習賭博等事件</b>
---	---------------------------

パチスロ賭博店の経営者らは、常習として、店内にパチスロ機を設置して、賭客を相手に賭博をした。

平成30年6月、経営者らを常習賭博罪、賭客を単純賭博罪により検挙した。

【兵庫県警察】

3	<b>インターネットカジノ賭博店における常習賭博等事件</b>
---	---------------------------------

インターネットカジノ賭博店の経営者らは、常習として、店内にパーソナルコンピュータを設置して、賭客を相手に通称「ライブバカラ」と称する賭博をした。

平成30年6月、経営者らを常習賭博罪、賭客を単純賭博罪により検挙した

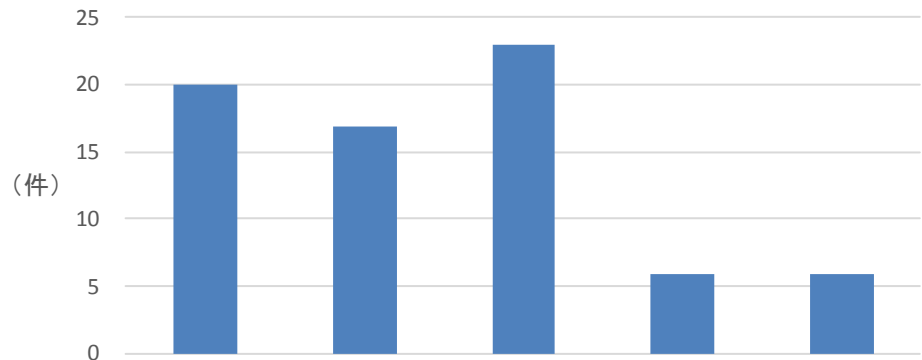
【神奈川県警察】

## 6 公営競技関係法令違反

過去5年間の公営競技関係法令（競馬法・自転車競技法・小型自動車競走法・モーターボート競走法）違反は、検挙件数は図33のとおり平成28年を除き減少し、検挙人員は図34のとおり毎年減少している。

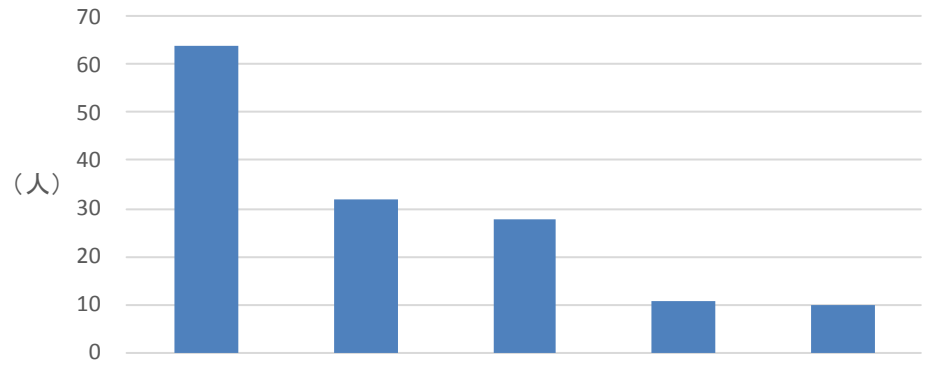
平成30年中は6件、10人で、前年より検挙件数は同数、検挙人員は1人（9.1%）減少した。

図33 公営競技関係法令違反の検挙件数の推移（単位：件）



	H26	H27	H28	H29	H30
公営競技関係法令違反	20	17	23	6	6
うちノミ行為	20	11	8	5	4
競馬法	0	2	15	1	2
うちノミ行為	0	1	0	0	0
自転車競技法	12	6	6	3	2
うちノミ行為	12	5	6	3	2
小型自動車競走法	0	0	0	0	0
うちノミ行為	0	0	0	0	0
モーターボート競走法	8	9	2	2	2
うちノミ行為	8	5	2	2	2

図34 公営競技関係法令違反の検挙人員の推移（単位：人）



	H26	H27	H28	H29	H30
公営競技関係法令違反	64	32	28	11	10
うちノミ行為	64	24	14	10	8
競馬法	0	7	14	1	2
うちノミ行為	0	6	0	0	0
自転車競技法	25	10	10	6	4
うちノミ行為	25	9	10	6	4
小型自動車競走法	0	0	0	0	0
うちノミ行為	0	0	0	0	0
モーターボート競走法	39	15	4	4	4
うちノミ行為	39	9	4	4	4

【主要検挙事例】

<b>1</b>	<b>ノミ行為によるモーターボート競走法違反事件</b>
----------	------------------------------

ノミ行為の胴元は、飲食店内において、競艇の競走に関し、客から合計500円の申込みを受け、同客に勝舟投票類似の行為をさせた。

平成30年5月、胴元及び客をモーターボート競走法違反（ノミ行為）により検挙した。

【神奈川県警察】

<b>2</b>	<b>ノミ行為による自転車競技法違反事件</b>
----------	--------------------------

ノミ行為の胴元は、飲食店内において、競輪の競走に関し、客から合計500円の申込みを受け、同客に勝者投票類似の行為をさせた。

平成30年10月、胴元及び客を自転車競技法違反（ノミ行為）により検挙した。

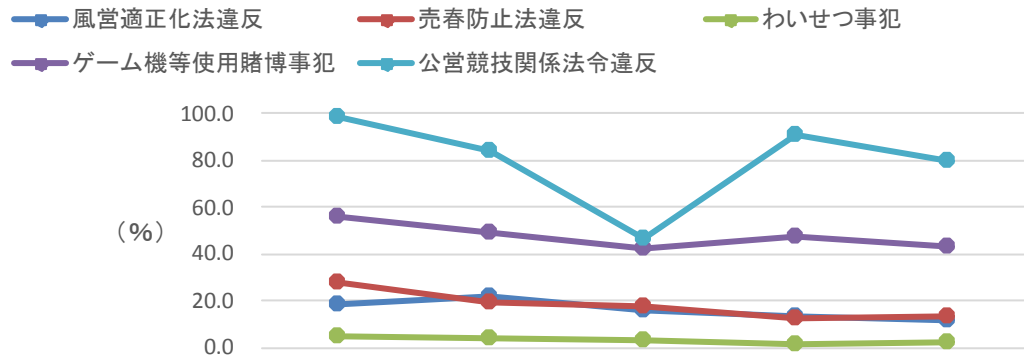
【神奈川県警察】

## 7 暴力団構成員等関与の風俗関係事犯

過去5年間の風俗関係事犯における暴力団構成員等の関与率（検挙人員に占める暴力団構成員等の割合）は、図35のとおりである。

平成30年中に関与率が最も高かったのは公営競技関係法令違反の80.0%で、前年より10.9ポイント減少した。

図35 風俗関係事犯の暴力団構成員等関与率の推移（単位：％）



		H26	H27	H28	H29	H30
風 営 適 正 化 法 違 反	暴力団構成員等(人)	495	542	327	250	210
	関与率(%)	18.8	22.0	16.2	13.5	12.0
売 春 防 止 法 違 反	暴力団構成員等(人)	149	104	79	48	54
	関与率(%)	27.9	19.3	17.8	12.4	13.8
わ い せ つ 事 犯	暴力団構成員等(人)	121	93	71	28	55
	関与率(%)	5.2	4.1	3.1	1.4	2.6
ゲ ー ム 機 等 使 用 賭 博 事 犯	暴力団構成員等(人)	196	232	187	185	121
	関与率(%)	56.3	49.2	42.3	47.8	43.4
公 営 競 技 関 係 法 令 違 反	暴力団構成員等(人)	63	27	13	10	8
	関与率(%)	98.4	84.4	46.4	90.9	80.0

(注) 暴力団構成員等とは、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。